



令和2年2月20日

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書の様式を統一するために、令和2年2月20日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議（注）の意見を踏まえたものです。（詳細は3ページから9ページまで参照）

（注） 行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

1 行政相談の内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 調査結果

◇ 給与支払報告書の提出について

毎年1月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

総括表を含む給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則第10条に定める様式（以下「法定様式」という。）によるとされている。

◇ 総括表に係る現状

- 総括表の様式は法定様式によるとされている一方、当局が調査を行った12地方公共団体では、それぞれの実務を踏まえて、法定様式に記載項目を追加などして、独自の報告様式を設定している。
- 市区町村に記載項目を追加した理由を確認したところ、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として、記載項目を追加している状況がみられた。

3 行政苦情救済推進会議の意見（要旨）

- ① 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。
- ② 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- ③ 中小企業にとっては、eLTAXによる報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形でeLTAXの利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、総括表の様式について、統一化を図る必要があるのではないか。



4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた総務省（自治税務局）へあっせん

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。

《参考》

○行政苦情救済推進会議の構成員

（座長）	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	梶田信一郎	元内閣法制局長官
	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

1 相談内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年 1 回 1 月末までに、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 当局の調査結果

1 給与支払報告とは

毎年 1 月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 10 条第 1 項において、同規則に定める第十七号様式（以下単に「第十七号様式」という。）によるとされている。

また、給与支払報告書は、書面による提出のほかに、全ての市区町村で eLTAX（エルタックス）（注）を利用して提出することが可能となっている。

（注） 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム（地方税法第 762 条に規定）。

eLTAX により給与支払報告書を提出する場合は、いずれの市区町村に提出する場合においても、第十七号様式により定める総括表の様式（以下「法定様式」という。）に定められた記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した統一の項目を入力することとされている（以下、eLTAX における総括表の様式を「eLTAX 様式」という。）。

2 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

(1) 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

当局において、12 地方公共団体が定める総括表の様式を確認したところ、いずれも、それぞれの地方公共団体の実務を踏まえて、法定様式に記載項目を追加するなどして独自の総括表を設定している。（法定様式と地方公共団体の独自様式の記載項目等を比較した結果は表 1 のとおり。）

表 1 12 地方公共団体が定めている総括表の記載項目等の比較結果

比較内容		法定 様式	eLTX 様式	首都圏			関西圏			東海圏			中国地方		
				A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
様式の大きさ		A5	—	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5 より大
押印の要否		×	—	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
記 載 項 目	給与支払者の指定番号	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与の支払期間	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×
	給与支払者の個人番号又は法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の氏名又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の所在地	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	×	○
	税額通知（特別徴収関係書類）送付先	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会計事務所（税理士）の名称、連絡先	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○
	特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	提出区分	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	事業種目	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×
	受給者総人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	提出市町村数	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	報告人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	報告人員のうち退職者人員	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	所属税務署名	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×
	給与の支払方法及びその期日	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
	納付書の送付の要否	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「様式の大きさ」欄には、当該市区に提出する様式の大きさを記載している。また、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。

3 「押印の要否」欄の「○」は押印が必要であること、「×

4 「記載項目」欄の「○」は当該記載項目が設けられていること、「×

また、12 地方公共団体から、独自に記載項目を追加した理由について確認したところ、表 2 のとおりであり、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として、記載項目を追加している状況がみられた。

表 2 独自に総括表に追加した記載項目の追加理由

記載項目	理由
給与支払者の指定番号	○ 事業所（給与支払者）の情報を事業所別に付した指定番号により管理しており、どの事業所から提出された報告か特定するため。（A 区、B 市）
給与支払者の所在地	○ 当市では事業所名称及び所在地の二つの情報により事業所を特定していることから、当該情報がないと、どの事業所から提出された報告かの特定が困難となるため。（F 市、J 市） ○ 税額通知の送付先を確認するために必要であるため。（C 市、I 市） ○ 次年度、事業所に給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を送付する封筒に、事業所の名称・郵便番号・所在地を記載する必要があるため。（L 市）
税額通知（特別徴収関係書類）送付先	○ 税額通知を事業所へ送付しても、事業所から「本店や委託税理士へ送り直してほしい。」と要望され、同通知を再送しなければならないケースがあり、このような再送の手間を抑制するため。（E 市）
会計事務所（税理士）の名称、連絡先	○ 事業所が給与支払報告書の作成等に係る作業を税理士に委託している場合において、記載内容についての問合せを委託税理士に行う必要があるため。（B 市）
提出市町村数（住所地別市町村数）	○ 事業所に送付する他市区町村提出分の総括表の枚数を確認するため。（C 市） ○ 年末調整資料の封入に際し、総括表（他市区町村提出用）の封入枚数を本項目から算出しているため。（G 市）
徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	○ 徴収方法別の人員数をあらかじめ事業所に記載してもらうことにより、徴収方法の区分に係る報告に誤りがないかの確認作業を効率的に行うことができるため。（A 区、B 市、C 市、E 市、F 市、I 市、K 市、L 市）
納付書の送付の可否	○ 口座振替の利用により、個人住民税の納付書の送付を不要とする事業所が増えたことから、あらかじめ確認することにより納付書の送付事務を縮減できるため。（E 市、F 市） ○ ネットバンキングを利用する事業所など、本来、納付書を送付する必要のない事業所に納付書を送付した場合に、事業所から「なぜ納付書を送付してくるのか」と苦情を寄せられることがあるため。（F 市、I 市）

（注）1 当局の調査結果による。

2 eLTAX 様式には、「給与支払者の指定番号」と「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」は含まれている。

（2）事業所から地方公共団体に提出された給与支払報告書の取扱状況

12 地方公共団体では、事業所から提出された給与支払報告書の取扱いについて、「個人住民税の賦課徴収に係る事務のために使用している独自のシステム（以下「個人住民税システム」という。）に入力する。」としている。

3 関係行政機関等の意見

1 総務省自治税務局

- 地方税に関する事務については、地方税法において地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲（枠）を定め、具体的な徴税事務については、地方公共団体が地方税法を踏まえて定める条例により定めることが基本である。

しかし、総括表については、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」において、事業所の事務負担軽減のために、様式は法定様式によることを地方公共団体に強く求めている。

- 各市区町村が定めている総括表の様式の全てを承知してはいないが、一部の市区町村において必ずしも法定様式を利用していないことは承知している。

当局としては、前述のとおり、様式は法定様式によることを求めているものの、地方公共団体において、それぞれの事情に応じて独自の様式を定め事務を行う場合があり、統一に至らない状況である。

- 法定様式については、マイナンバー制度導入時に、法人番号の記載欄を定めたほかは、近年、様式改正を行っていない。

現在、法定様式について市区町村からも様式を見直してほしいとの意見が寄せられていないことから、現時点では改正の予定はない。

- 既に、基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業所については、eTAX を利用した地方税の電子申告が義務付けられている。令和 3 年 1 月以後は、電子申告義務化の対象について、100 枚以上の事業所にまで対象が広がることとされており、eTAX の利用率は更になると想定している。

上記の電子申告義務化の対象拡大と併せて、まだ電子申告を導入していない事業所に対する利用推進を図ることを通じて、給与支払報告書に係る事業所の負担軽減を図りたい。

2 地方公共団体

(1) A 区

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- 当区では、紙媒体での総括表の提出に関して、区として必要な情報が確実に入手できるよう、事業所に対し独自様式により報告するよう推奨している。しかし、国全体として統一した様式を作るのであれば、事業所の記入漏れや、記入漏れによる区の補正作業といった対応も減ると考えられ、事業所及び区の双方の負担軽減につながると思う。
- 仮に、国全体として紙媒体の総括表の様式を統一することとした場合、総括表への宛先や指定番号の印字を新たな様式に対応するよう調整する必要などにより、予算の支出が必要となることは想定されるが、これまでも税制改正の度に総括表の様式を見直しており、対応は可能である。
ただし、新たな総括表の様式の使用に対応するための準備に必要な時

間を確保することには配慮してほしい。

(eLTAX における総括表の提出に関する意見)

- eLTAX 様式の、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄及び「指定番号」欄については、これらの欄に入力しなくても報告を提出することが可能となっているため、事業所が、これらの欄に番号を入力しないまま提出する場合もある。

「給与支払者の個人番号又は法人番号」や「指定番号」を入力しないまま提出されると、以前から当区内に所在していた事業所であっても、名称や所在地の変更が生じた場合、誤って新規事業所と判断し、問合せ等を行ってしまうことがある。

今後、eLTAX による提出が更に増加した場合、上記のような事例が多く発生すると考えられ、確実に「給与支払者の個人番号又は法人番号」及び「指定番号」を入力してもらうことが必要と考えている。

このため、eLTAX において、少なくとも「給与支払者の個人番号又は法人番号」(注) を、必須の入力項目として、入力しなければ提出できない設定に見直してほしい。

(注) 「指定番号」については、新規に設立された事業所においては付番されていないため、入力できない。

(2) B 市

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- 総括表を提出する事業所の負担を考慮すると、様式を統一することが必要である一方、市区町村において使用している個人住民税システムがそれぞれ異なることを踏まえると、統一が困難な部分が生じる可能性も考えられる。

このことを踏まえると、様式をある程度統一しながらも、各市区町村が様式を一部修正できる裁量を認めることは必要ではないか。

- 現在、各市区町村において総括表の様式を定めるに当たり、法定様式から事務に不要な記載項目の削除及び事務に必要な記載項目を追加していることを踏まえると、総括表の様式の統一に当たっては、市区町村の意見を踏まえて様式を定めてほしい。
- 現在、eLTAX による総括表の提出も可能であるが、総括表を紙媒体で提出したいという事業所は一定数ある。特に個人事業主では紙媒体で提出するニーズが多い印象があり、今後も紙媒体での提出を希望する事業所が無くなることはないと思われる。

(eLTAX での総括表の提出に関する意見)

- 当市における個人住民税の賦課徴収業務に必要な情報については、おおむね eLTAX から出力可能であり、eLTAX から出力される情報に不足を感じたことはない。

(3) 関係団体、事業所

① 税理士

- 私の活動する地域の周辺の市区町村では、総括表の記載項目にさほど大きな違いはない一方、総括表の用紙の大きさや記載欄の位置といった様式はそれぞれ異なっている。

給与支払報告書を提出する立場からすると、総括表の様式が提出先の市区町村ごとに異なっているのは、手続が非常に煩雑となる。また、手続に不慣れな事業所の場合、様式が異なると別の手続の書類であると誤認するケースも多いだろう。

- eLTAX では、全ての市区町村において全国统一様式による給与支払報告書の提出が可能である。

しかし、小規模の事業所では、eLTAX を利用するために使用するパソコンの導入や、給与事務の担当職員に eLTAX の利用を習熟させることも困難というケースもある。

このことを考慮すると、今後、eLTAX の利用促進が図られても、紙媒体で給与支払報告書を提出することを希望する事業所のニーズが無くなることはないと考えられ、このような事業所の手続負担を軽減するため、是非、総括表の様式を統一してもらいたい。

② 事業所

- 押印の要否や記載が必要な項目等が市区町村によって様々で分かりにくい。総括表の様式が統一されている方が、初めて業務を担当するときにも調べやすくよい。
- 記載場所や欄の大きさ等市区町村ごとに微妙に異なっていて作業が大変な上に、紙の大きさも異なっており、保管もしづらく困っているのので、総括表の様式が統一されるのであれば大変有り難い。
- 当事業所では、総括表の作成及び提出は税理士に委託し実施しているため、提出に当たっての負担感は分からない。

ただし、総括表は、様式が市区町村ごとに異なるので、それぞれの市区町村の総括表について、一見しただけでは、別の手続の書類ではないかと思ってしまう。

4 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。

例えば、「徴収方法別の報告人員」の記載項目は、法定様式には設けられていないが、独自に設けている地方公共団体も多く、また、九都県市特別徴収推進検討会（注）で定めた様式でも使用されている。このことを踏まえると、この記載項目は地方公共団体の実務において必要ということが考えられ、こういった記載項目は追加する形で様式を統一すべきである。

（注） 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進に一体となって取り組むことを目的として設置された検討会であり、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市により組織

- 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- 中小企業にとっては、eLTAX による報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形で eLTAX の利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、本件についてあっせんを行うことは、差し支えないのではないかな。

5 行政評価局の意見

総務省自治税務局は、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。